

わたしたちの生活を支える税金 国民健康保険税(国保税)のしくみ

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。その財源は、国保税と国からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

納税通知書は、7月(1期)～3月(9期)までの9回に分けて、口座振替または現金(金融機関やコンビニなど)で納めていただきます。また、特別徴収(年金天引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期(回)に分けて、年金から天引きし納めていただきます。

税率改正

「医療保険分」の所得割、均等割額を次のとおり引き下げます。

◆所得割 8.2% → 7.0%

◆均等割額 27,200円 → 25,200円

■ 問い合わせ 住民課住民税係 内線262・263

国保税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割

納税する人は世帯主

世帯主が国保加入者である無しに関わらず、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者です。

39歳までの人と65歳以上74歳までの人

医療保険分と後期高齢者支援金分を合計したものが国保税になります。※65歳以上の人の介護保険料は、第1号被保険者として別に納めていただきます。

40歳以上64歳までの人

医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分を合計したものが国保税になります。

区分		医療保険分 (医療費を払うために負担して いただいているもの)	後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度支援をする ため負担いただいているもの)	介護保険分 (介護サービス費用として 負担いただいているもの)
税率 (額)	① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します 課税所得額…前年の総所得金額から 基礎控除(33万円)を差し引いた額	課税所得額  × 7.0% 計算例 2,170,000円 × 7.0% = 151,900円	課税所得額  × 2.4% 計算例 2,170,000円 × 2.4% = 52,080円	課税所得額  × 1.8% 計算例 2,170,000円 × 1.8% = 39,060円
	② 均等割 世帯員の国保加入者数に応じて計算します ※年度末で18歳以下の子どもに係る均等割 相当額を補助します	1人当たり  25,200円 計算例 25,200円 × 4人 = 100,800円	1人当たり  8,000円 計算例 8,000円 × 4人 = 32,000円	1人当たり  8,400円 計算例 8,400円 × 2人 = 16,800円
	③ 平等割 1世帯当たりの金額	1世帯 当たり  26,000円 計算例の計 278,700円(100円未満切捨て)	1世帯 当たり  7,400円 計算例の計 91,400円(100円未満切捨て)	1世帯 当たり  5,200円 計算例の計 61,000円(100円未満切捨て)
限度額		変更前 610,000円 変更後 630,000円	190,000円	変更前 160,000円 変更後 170,000円

【計算例】

甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合



夫42歳 妻41歳 子ども15歳・13歳
総所得250万円

総所得250万円の課税所得額は2,170,000円です。計算は右のとおりとなり、医療保険分年税額は278,700円(100円未満切捨て)。同様に後期高齢者支援金分(91,400円)と介護保険分(61,000円)を計算した合計が国保年税額(431,100円)になります。※この世帯の子どもの均等割額分(66,400円)は年度末に補助金として交付されます。

※地方税法施行令の改正に伴い、医療保険分の課税限度額を変更しました。

軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割・平等割が軽減される制度です。地方税法施行令の改正に伴い、5割・2割軽減の範囲が拡大されました。

軽減割合	世帯(世帯主と加入者)の総所得	
7割軽減	33万円以下(改正なし)	
5割軽減	変更前	33万円 + (28万円 × 加入者数) 以下
	変更後	33万円 + (28万5千円 × 加入者数) 以下
2割軽減	変更前	33万円 + (51万円 × 加入者数) 以下
	変更後	33万円 + (52万円 × 加入者数) 以下

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

新型コロナウイルス感染症に係る減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、要件を満たす人は令和元年度・2年度分の保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のものが減免となります。対象となる人は電話で相談後、申請してください。

全額免除 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人

一部減額 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①～③の全てに該当する人

- ① 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

■こここ甘楽☎(67)7655 健康課国保係 内線612

後期高齢者医療制度の新しい保険証を郵送します

8月1日から「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」が新しくなります。新しい保険証は「緑色」で、下の封筒に入り7月中にお手元に届くように郵送します。
今お持ちの保険証は8月以降使えませんが、ご自宅で破棄するか、役場または、ここに甘楽まで返却してください。

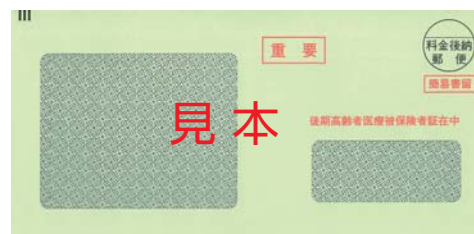
自己負担割合

同一世帯の被保険者の今年度の住民税課税所得により判定されます。住民税課税所得が145万円以上の人は3割負担、145万円未満の人は1割負担となります。

なお、令和元年12月31日時点で世帯主であって、同一世帯に合計所得38万円以下の19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯員の年齢と人数に応じた額(①16歳未満は1人につき33万円②16歳以上19歳未満は1人につき12万円)を住民税課税所得から控除し、負担割合を判定します。

負担割合	判定基準
1割	①同一世帯に課税所得145万円以上の被保険者がいない場合 ②同一世帯の被保険者の収入額の合計が520万円未満(単身の場合は383万円未満)の場合 ③同一世帯の70歳から74歳の人と被保険者の収入額の合計が520万円未満の場合 注) ②③は申請が必要です
3割	上記以外の人

課税所得：所得合計から住民税の控除額を引いた金額



※「緑色」の封筒に入り、簡易書留で郵送します。受け取りには、受領印が必要です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
住所	氏名
生年月日	役務取得年月日
発効期日	一部負担金の割合
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	群馬県後期高齢者医療広域連合 群馬市大渡町一丁目 電話番号 (027) 256-7171

※保険証の色は「緑色」

医療機関などの窓口で支払う自己負担割合が記載されています。

福祉医療費受給資格者証の更新

■こここ甘楽☎(67)7655 健康課国保係 内線611

母子・父子家庭など受給資格者証をお持ちの人へ

現在お持ちの証が7月31日で有効期限満了となりますので、更新手続きをしてください。

現在交付を受けている人

令和元年分の所得状況を、町で確認させていただきます。所得税が非課税の人は引き続き受給資格者証を交付しますので、改めて申請してください。所得税が課税されている人は交付されなくなります。なお、令和元年分所得を申告していない人は、交付対象となりません。申告の済んでいない人は、至急申告をしてください。

現在交付を受けていない人

18歳未満のお子さんのいる母子・父子家庭、父母のいない18歳未満の児童に該当する人で交付を受けていない人は、健康課国保係に交付申請手続きをしてください。令和元年分の所得税が非課税の場合は、受給資格者証を交付します。

後期高齢者医療保険料(令和2・3年度)

■こここ甘楽☎(67)7655 健康課国保係 内線612

保険料の改定は2年ごとに行われますが、令和2・3年度の保険料率は据え置かれ、賦課限度額は2万円増額し、64万円となりました。また、令和2年度の軽減措置については、均等割5割軽減と2割軽減が拡充されました。

		平成30・31年度	令和2・3年度
保険料率	均等割額	43,600円	43,600円
	所得割額	8.60%	8.60%
賦課限度額		62万円	64万円

保険料の計算方法

$$\text{所得割額 (総所得金額-33万円)} \times 8.60\% + \text{均等割額 (43,600円)} = \text{年間保険料}$$

※均等割額の軽減に該当する人は軽減額を引いた額

計算例

被保険者1人世帯で年金収入のみの場合

年金収入	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料
80万円	9,810円(7.75割軽減)	+	0円	=	9,800円
150万円	13,080円(7割軽減)	+	0円	=	13,000円
200万円	34,880円(2割軽減)	+	40,420円	=	75,300円
300万円	43,600円(軽減なし)	+	126,420円	=	170,000円

医療費が高額になる場合は

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

「限度額適用認定証」を提示すると、病院での支払いが自己負担限度額までとなります。また、「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代などが軽減されます。

下記の対象者で交付を希望される場合には、健康課国保係へ申請してください。

また、国民健康保険で現在交付を受けている人も7月31日で有効期限満了となりますので、引き続き交付を受けるためには更新手続きが必要となります。

申請に必要なもの

- ・印章
- ・保険証



国民健康保険・後期高齢者医療制度の皆さんへ

■こここ甘楽☎(67)7655 健康課国保係 内線611

《対象者》	国民健康保険で70歳未満の人※1	国民健康保険で70~74歳の人	後期高齢者医療の人
限度額適用認定証	住民税課税世帯の人	現役並み所得 I・IIの人 ※2	
限度額適用・標準負担額減額認定証	国保加入者全員と世帯主が住民税非課税の人		住民税非課税世帯の人

※1 70歳未満の人は国保税を完納している世帯の人
※2 現役並み所得 I は課税所得145万円以上380万円未満、現役並み所得 II は課税所得380万円以上690万円未満の人